



令和8年3月5日

埼玉県信用保証協会

さいたま市大宮区桜木町1-7-5

ソニックシティビル11階

## 認定経営革新等支援機関を対象とした

### モニタリング強化型特別保証制度についての制度説明会を開催します

埼玉県信用保証協会は、令和8年3月16日付で全国統一制度「モニタリング強化型特別保証制度」の取扱いが開始されることを踏まえ、当該制度の資格要件(※1)上で重要な役割を持つ認定経営革新等支援機関(※2 以下、「認定支援機関」という。)に対し、令和8年3月9日(月)14時・15時から計2回に分けて、WEB形式(Zoom・Microsoft Teams)にて制度説明会を実施いたします。

※1 認定支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者であること

※2 中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等

モニタリング強化型特別保証制度(制度概要は次頁参照)は、中小企業者と認定支援機関が連携し、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握する必要があるほか、経営状況の変化の予兆を把握した際には、その時点で中小企業者と認定支援機関が連携し報告書を作成する必要がある等、認定支援機関の担う役割が大きい保証制度です。

上記を踏まえ、当協会では認定支援機関の方々への制度理解促進を図るべく、埼玉県内の認定支援機関向けに制度説明会を実施するものです。

※認定支援機関が多数所属する以下の7団体に対し説明会を案内しました。

なお、認定支援機関には一部金融機関も含まれますが、金融機関向けには既に説明会を実施済みであるため、今回はお声がけを行っておりません。

【認定支援機関所属7団体】(敬称略・順不同)

- ・関東信越税理士会埼玉会支部連合会 ・埼玉県商工会議所連合会 ・埼玉県商工会連合会
- ・埼玉県中小企業診断協会 ・埼玉県中小企業団体中央会 ・埼玉弁護士会
- ・日本公認会計士協会埼玉会

当協会は、事業者の実情に寄り添った経営改善支援を実施するため、本制度を利用する事業者も含め、業況悪化の兆しを早期に把握できるよう、金融機関・関係機関・外部専門家等と連携を進めてまいります。

【モニタリング強化型特別保証制度 制度概要】

保証限度額	2億8,000万円 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 ※中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内
責任共有制度	責任共有対象
対象資金	事業資金
申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)
担保	必要に応じて徴求
保証人	必要に応じて徴求 (法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	下表のとおり
添付書類	・信用保証協会所定の申込資料 ・モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書
取扱期間	令和8年3月16日から令和11年3月31日までに保証協会が保証申込を受け付けたもの

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
<b>事業者負担(%)</b>	<b>0.95</b>	<b>0.88</b>	<b>0.78</b>	<b>0.68</b>	<b>0.58</b>	<b>0.50</b>	<b>0.40</b>	<b>0.30</b>	<b>0.23</b>

令和8年3月16日から令和9年3月31日までに保証申込した場合、適用される保証料率に応じて各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助。

令和9年4月以降の保証申込については補助の有無を含め未定。

※担保割引・会計参与設置会社・その他定性要因割引は適用しない。条件変更保証料は補助対象外。

事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となるが、上乗せ分の保証料については補助対象外。

＜本資料の問い合わせ先＞  
企画総務部 企画課 担当：佐藤・新井  
TEL：048-647-4712